

## 5 利用上の注意事項

- (1) 日本標準産業分類の改定（平成 19 年 11 月）に伴い、平成 21 年調査から表章産業を改定後の日本標準産業分類に基づくこととした。平成 20 年以前の調査結果との比較に当たっては、調査産業計、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業については改定前の日本標準産業分類に基づく調査産業計、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業のそれぞれと分類の範囲が同一又は類似であるため比較を行っているが、情報通信業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）については改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため比較していない。

なお、この報告書で「サービス業」とあるのは「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。

- (2) 事業所規模 1～4 人の事業所のうちには、当該事業所の属する企業全体の常用労働者数が 1～4 人である事業所（以下「企業規模 1～4 人の事業所」という。）と官公営、大中企業の支社（店）、営業所、出張所などの事業所で、企業全体の常用労働者数が 5 人以上となる事業所とがある。この調査結果によれば、企業規模 1～4 人の事業所の常用労働者数は全体の 77.0% を占めている。
- 年齢階級別及び勤続年数階級別の賃金額等の集計については、全国の企業規模 1～4 人の事業所についてのみ集計している。
- (3) C 鉱業、採石業、砂利採取業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、E30 情報通信機械器具製造業など常用労働者数の少ない産業については、調査対象が少ないので利用に当たっては留意さ

れたい。

- (4) 統計表の符号は次のとおり用いられている。
- 「－」……………該当数字なし。
- 「x」……………調査対象が少ないため掲載しない。